



## 4. 分野別方針

### 4-1. 土地利用の基本方針

#### [目指す方向]

本町の中心市街地においてユネスコ エコパークの中心地にふさわしい「綾の顔づくり」を進めるとともに、その周辺では豊かに暮らせる住環境の創出や有機農業の耕作などを図るゾーンとして各種取り組みを進めます。

また、現時点では大きな問題はないものの、今後状況に応じて用途地域の見直しを検討・実施します。

#### [施策の方向（主要な取組・事業）]

#### 施策1-1：自然環境の保全と調和した持続可能な経済と社会の発展

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
多様な生きものが生息できる農業基盤の整備と地域環境の維持	<b>対象ゾーン：自然生態系農業の耕作ゾーン</b>			
	[主要な取り組み]			
	<p>農業生産を効率良く推進するため、老朽化した用排水路の整備・農事形態の変化に対応した改良・農道などの基盤整備について、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めるとともに、ユネスコ エコパークの「生物多様性に配慮した農地環境保全」の理念を尊重した整備に努めます。具体的には、多様な生きものが生息しやすい土壌の維持の推進や、生物を排除する三面張りや不連続性を改善した水路を推進します。</p> <p>また、土地の形質を変更したり、工作物を設置したりする場合は、生きものが生息しやすい環境に配慮する取り組みを推進するとともに、優良な農地の保全に努め、基本的に都市的土地利用の拡大は抑制します。</p>			
	[主要な事業]			
※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。				
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	農業生産基盤の計画的かつ生きものに配慮した整備	1	H30～	エコパーク推進室、農林振興課
	生きものが生息しやすい地域環境の維持・推進	1	H30～	エコパーク推進室



豊かに暮らす住環境の創出と啓発活動（循環と共生）	<b>対象ゾーン：豊かな住環境ゾーン</b>			
	[主要な取り組み] ユネスコ エコパークの豊かに暮らす住環境ゾーンとして、快適で安全な生活環境を創出するとともに、公共公益施設や医療福祉施設、生活道路等の整備により基本的な生活支援機能の充実を図ります。 また、日常生活の面で循環と共生の考え方に関する啓発活動と情報提供を継続・強化することで、生きものや有機農業等の地域資源に配慮した暮らしを推奨します。			
	[主要な事業] ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
快適で安全な生活環境の創出と基本的な生活支援機能の充実	2	H30～	建設課、企画財政課	
循環と共生の考え方に関する啓発活動と情報提供	1	H30～	エコパーク推進室、企画財政課	
ユネスコ エコパークの中心地にふさわしい綾の顔づくり	<b>対象ゾーン：綾の顔づくりエリア/ 綾の商業集積ゾーン</b>			
	[主要な取り組み] 基本的な生活支援機能の中心部として、行政・文化・商業機能の維持・強化を図るとともに、ユネスコ エコパークの中心地にふさわしい「水・緑・くつろぎの空間」の創出と快適で美しいまち並みを目指します。具体的には、まちの中心部を水と緑のネットワークでつなぐ等、生きものに配慮した空間整備を進める一方で、高齢者を含む町民・観光客に配慮して、歩行者や自転車に優しい空間づくりを進めます。 また「ユネスコ エコパークのまちで働く」ことをセールスポイントと認識し、ICT の活用促進（自宅や遠隔地のオフィスを拠点として仕事をするテレワーク等の新たな就労形態に対応した環境整備と普及促進）や中心市街地の空き店舗活用・新たな工房開業などに対する創業支援を進めます。これらに加えて、新しい働き方などを支援するため、既存ストックを活用したコワーキングスペース（各個人が独立就業しながらも、事務所スペースを共有する他の分野の才能ある利用者と刺激し合い、コラボレーションにより新たな産業や価値を見出し、挑戦を促す場）を整備します。			



	<b>[主要な事業]</b> ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	生きものに配慮した空間整備 (まちの中心地)	2	H30～	建設課、企画財政課、 エコパーク推進室
	歩行者や自転車に優しい空間づくり	3	H29～	建設課、企画財政課、 産業観光課、福祉保健課
	ICTの活用による町民の就労 機会を増やす取り組み	3	H31～	企画財政課
	空き店舗活用・新たな工房開業 に対する創業支援等	3	H29～	産業観光課
	既存ストックを活用したコワー キングスペース整備	3	H30～	企画財政課、民間
自然と共生した工業地域の形成	<b>対象ゾーン：自然と共生した工業ゾーン</b>			
	<b>[主要な取り組み]</b> 「自然と共生した工業地域」を目指し、自然・環境負荷への影響に対する配慮などを持った環境経営に取り組む企業（雇用力の大きい精密機械の無公害型企业等）の増加を推進します。			
	<b>[主要な事業]</b> ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	環境経営に取り組む企業の増加の推進	1	H30～	企画財政課、産業観光課

**施策1-2：綾の核心地域・緩衝地域と移行地域を結ぶ、豊かな河川環境地域の形成**

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
ユネスコ エコパークにふさわしい豊かな河川環境地域の形成	<b>対象ゾーン：豊かな河川環境ゾーン</b>			
	<b>[主要な取り組み]</b> 「いこい・やすらぎ・体験の水辺空間の創出」を目指し、豊かな生きものが生息し人にやすらぎを与える河川環境の維持・改善と、体験型環境学習の場の創出を進めます。			
	<b>[主要な事業]</b> ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	豊かな生きものが生息する河川環境の維持・改善	1	H30～	エコパーク推進室、建設課
体験型環境学習の場の創出	1	H30～	エコパーク推進室、教育委員会	

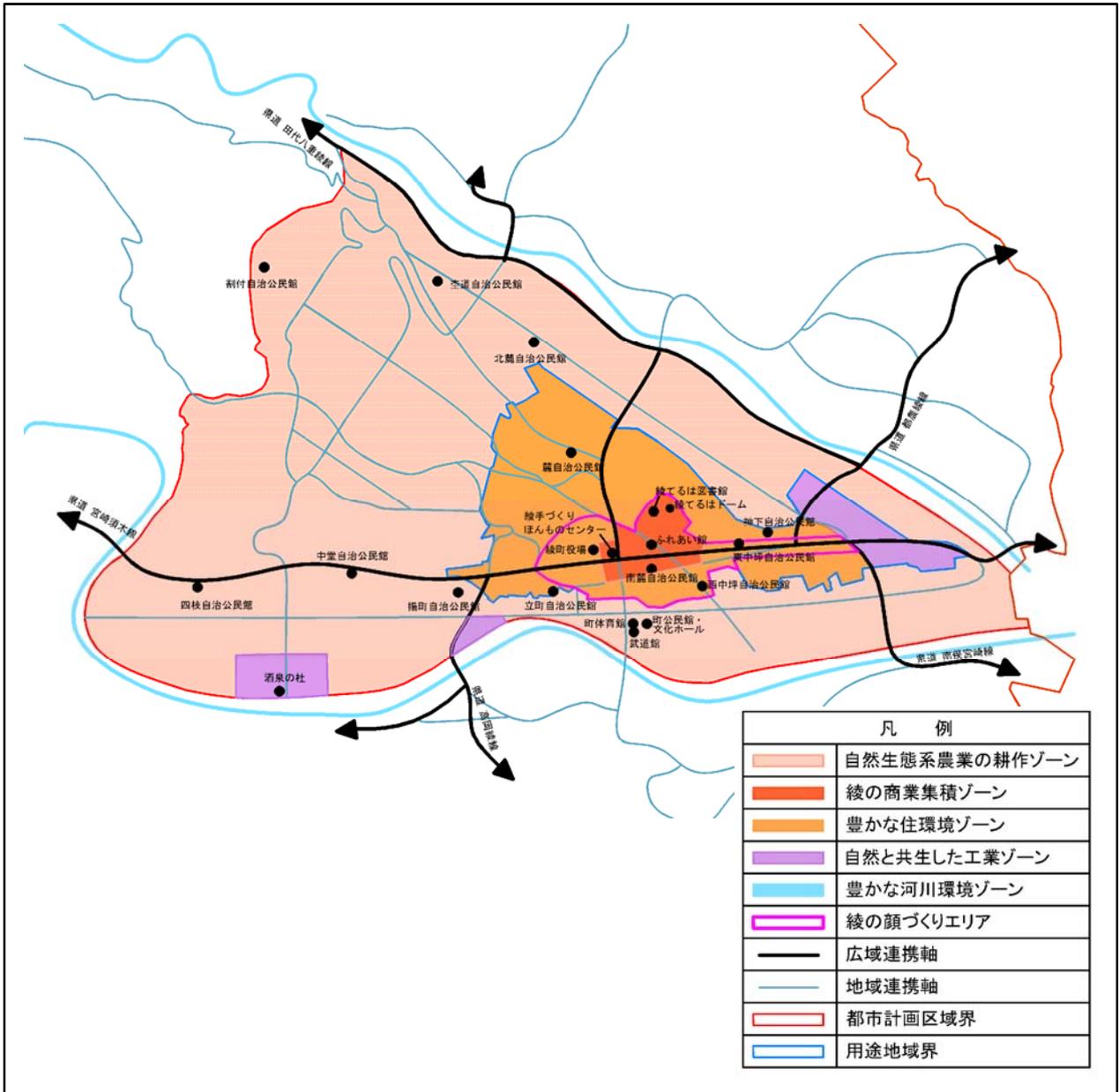
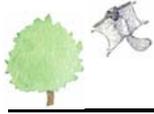


図 土地利用構想図



## 4-2. 都市施設整備の基本方針

### (1) 交通施設の整備方針

#### [目指す方向]

本町内の地域や近隣市町と連絡する必要な道路ネットワークの構築・強化を図る一方で、社会経済情勢の変化により、その必要性が低下した長期未着手の都市計画道路の見直しを進めます。また、町民の安全で快適な生活環境の基盤である町道について、生活者目線での再整備と維持管理を計画的に進めます。

一方、公共交通については、さまざまな町民の生活を支える重要な交通手段として、利便性の向上を図るとともに、町民の公共交通利用に対する意識の向上を図ります。

#### [施策の方向]

#### 施策2-1：綾の地域、他市町を結ぶ道路ネットワークの構築・強化

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
地域間連携・交流を支える主要な幹線道路の整備	[主要な取り組み]			
	綾都市計画区域の骨格的な道路網は、主要地方道宮崎須木線、都農綾線、南俣宮崎線、一般県道高岡綾線、田代八重綾線によって構成されており、その内、地域間連携・交流を支える主要地方道宮崎須木線、都農綾線、一般県道高岡綾線の整備を推進するとともに、主要な幹線道路を中心に、安全・安心・快適な歩行空間の確保など、計画的でゆとりある道路空間の整備に努めます。			
	具体的に、宮崎須木線は小林市須木間までの改良促進に努め、高岡綾線においては尾原集落・宮谷集落間の歩道整備の早急な完成を要請します。また、田の平綾線において現在進めている改良計画の継続推進を図るとともに、田代八重綾線において杵道集落・竹野集落間の早急な改良を要望し、必要箇所における線形改良や拡幅、交通安全施設の整備などを要請していきます。			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	宮崎須木線：小林市須木間までの改良促進	2	H29～	建設課
	高岡綾線：尾原集落・宮谷集落間の歩道整備の早急な完成要請	2	H29～	建設課
	田の平綾線：現在進めている改良計画の継続推進	2	H29～	建設課
	田代八重綾線：杵道集落・竹野集落間の早急な改良要望等	2	H29～	建設課



長期未着手都市計画道路の見直し	[主要な取り組み] 長期未着手の都市計画道路（3.5.4 八幡通り線、3.5.5 八日町通り線の一部区間）は、社会経済情勢の変化や現道が代替機能を果たしていること等により、その必要性が低下しています。そのため、沿道の土地利用計画などと一体的に総合的な見直しを進めます。			
	[主要な事業] ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	長期未着手都市計画道路の見直し	3	H29～	建設課

## 施策2-2：綾の暮らしを支える都市基盤整備と維持管理

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
生活道路の再整備と計画的な維持管理	[主要な取り組み] 町道については、集落間を結ぶ生活道路の整備を年次的に進め、高齢化社会に対応するバリアフリー化と景観を考慮した町道再整備を図ります。生活関連町道は、町民の安全で快適な生活環境の基盤として、必要箇所の線形改良・拡幅・交通安全施設の設置・交差点および曲がり角での安全視距の確保・歩道・自転車道の整備・夜間照明の整備などを推進するとともに、通学路合同点検において要対策とされた箇所の対策を推進します。 整備にあたっては、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、改良・維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めます。 また橋梁など、重要な道路構造物について定期点検を行い安全性及び維持管理の効率性の確保を図ります。			
	[主要な事業] ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	生活者（児童・高齢者など）目線での町道再整備	3	H30～	建設課、福祉保健課
	町道の計画的な改良・維持管理	3	H29～	建設課
重要な道路構造物の定期点検・効率的な維持管理	3	H29～	建設課	



### 施策2-3：様々な町民の生活を支える公共交通の充実

施策名	主要な取り組み / 主要な事業																		
公共交通の利便性確保	[主要な取り組み]																		
	公共交通機関の利用促進に取り組み、必要な運航路線と便数の維持・拡大や町民の公共交通利用に対する意識の向上を図り、利便性の確保に努めます。																		
	その内、福祉バスについては、障がい者・高齢者視点での利便性の確保・向上を図るための運行方法（地区ごとに時刻表で運行する等）を検討し、利便性の向上を図ります。																		
	また、各地域の定住促進・活性化に配慮して、だれでも・どこでも・いつでも乗れるコミュニティバスの検討を行うとともに、平成24年度から全地区で実施しているタクシーの利用料金支援については、継続に努めます。																		
	[主要な事業] ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 965 852 1010">事業の内容</th> <th data-bbox="852 965 967 1010">方向性</th> <th data-bbox="967 965 1102 1010">実施時期</th> <th data-bbox="1102 965 1343 1010">取り組み主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 1010 852 1093">公共交通の利用促進・利便性の確保</td> <td data-bbox="852 1010 967 1093">2</td> <td data-bbox="967 1010 1102 1093">H30～</td> <td data-bbox="1102 1010 1343 1093">企画財政課、建設課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1093 852 1176">福祉バスの利便性向上とコミュニティバスの検討</td> <td data-bbox="852 1093 967 1176">2</td> <td data-bbox="967 1093 1102 1176">H30～</td> <td data-bbox="1102 1093 1343 1176">企画財政課、福祉保健課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1176 852 1240">タクシーの利用料金支援</td> <td data-bbox="852 1176 967 1240">3</td> <td data-bbox="967 1176 1102 1240">H29～</td> <td data-bbox="1102 1176 1343 1240">福祉保健課</td> </tr> </tbody> </table>				事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体	公共交通の利用促進・利便性の確保	2	H30～	企画財政課、建設課	福祉バスの利便性向上とコミュニティバスの検討	2	H30～	企画財政課、福祉保健課	タクシーの利用料金支援	3	H29～	福祉保健課
事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体																
公共交通の利用促進・利便性の確保	2	H30～	企画財政課、建設課																
福祉バスの利便性向上とコミュニティバスの検討	2	H30～	企画財政課、福祉保健課																
タクシーの利用料金支援	3	H29～	福祉保健課																





## (2) 公園緑地の整備方針

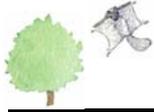
### [目指す方向]

本町では、「全町公園化」のテーマのもとに、山間部の九州中央山地国定公園から市街地・集落に至るまで、充実した公園体系の整備が進められています。今後も、ユネスコ エコパークにふさわしい花と緑のまちなみ景観の創出・都市計画公園の機能充実・河川公園の環境整備を促進するとともに、自治公民館と協力した公園や緑地の維持管理を継続します。

### [施策の方向]

#### 施策2-4：綾の自然を感じる緑の創出と維持管理

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
ユネスコ エコパークにふさわしい空間形成（緑陰の推進）	[主要な取り組み]			
	ユネスコ エコパークにふさわしい都市空間の形成・強化として、「綾の顔」となる中心市街地に緑・水辺・休憩施設などを積極的に取り組むとともに、本町の玄関口に緑陰（タウンゲート）を配置するなどの取り組みを進めます。			
	一方、民間空間も含めた花と緑に囲まれたまちなみ景観創出として、花いっぱい運動の促進など、これまでの取り組みを継続します。			
	また、巨木・古木・銘木などについては、貴重な樹木として保全に努めます。			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	中心市街地での「綾の顔づくり」	2	H29～	企画財政課、建設課、民間
	本町の玄関口での緑陰（タウンゲート）の配置	2	H29～	企画財政課、建設課
	民間空間も含めたまちなみ景観創出	3	H29～	企画財政課、建設課、民間
	貴重な樹木の保全	3	H31～	エコパーク推進室、教育委員会
さまざまな町民や自然環境に配慮した都市計画公園の整備・機能拡充	[主要な取り組み]			
	都市公園については、町民が日常生活において憩いの場として気軽に利用できる場所、都市防災上の広域避難地・一次避難地、山林・河川・農地・街路樹など、自然環境や施設系緑地などとのネットワーク形成を図る観点で適切な配置と整備・機能拡充を推進します。			
	公園の施設整備については、積極的に照葉樹の植林を推進し、潤いのある空間の創出に努めます。また、高齢者や障がい者、子供を			



	<p>はじめとする全ての住民が安全・安心・快適に過ごすことのできる空間として、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した都市公園施設の整備を進めます。</p> <p>中でも、現在整備されている錦原運動公園の機能充実を図るとともに、耶治川上流の溪流を活かした斜面樹林帯の機能の充実を図ります。</p> <p><b>[主要な事業]</b> ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p> <table border="1" data-bbox="477 629 1350 1077"> <thead> <tr> <th>事業の内容</th> <th>方向性</th> <th>実施時期</th> <th>取り組み主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設利用者・防災に配慮した公園整備・機能の拡充</td> <td>3</td> <td>H30～</td> <td>企画財政課、総務税政課、建設課</td> </tr> <tr> <td>自然環境に配慮した公園整備・機能の拡充</td> <td>1</td> <td>H30～</td> <td>エコパーク推進室、建設課</td> </tr> <tr> <td>潤いのある空間・ユニバーサルデザインに配慮した都市公園施設の整備</td> <td>3</td> <td>H30～</td> <td>企画財政課、福祉保健課、建設課</td> </tr> <tr> <td>錦原運動公園の機能充実</td> <td>3</td> <td>H30～</td> <td>建設課、教育委員会</td> </tr> <tr> <td>耶治川上流の溪流を活かした斜面樹林帯の機能の充実</td> <td>3</td> <td>H31～</td> <td>エコパーク推進室、建設課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体	施設利用者・防災に配慮した公園整備・機能の拡充	3	H30～	企画財政課、総務税政課、建設課	自然環境に配慮した公園整備・機能の拡充	1	H30～	エコパーク推進室、建設課	潤いのある空間・ユニバーサルデザインに配慮した都市公園施設の整備	3	H30～	企画財政課、福祉保健課、建設課	錦原運動公園の機能充実	3	H30～	建設課、教育委員会	耶治川上流の溪流を活かした斜面樹林帯の機能の充実	3	H31～	エコパーク推進室、建設課
事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体																						
施設利用者・防災に配慮した公園整備・機能の拡充	3	H30～	企画財政課、総務税政課、建設課																						
自然環境に配慮した公園整備・機能の拡充	1	H30～	エコパーク推進室、建設課																						
潤いのある空間・ユニバーサルデザインに配慮した都市公園施設の整備	3	H30～	企画財政課、福祉保健課、建設課																						
錦原運動公園の機能充実	3	H30～	建設課、教育委員会																						
耶治川上流の溪流を活かした斜面樹林帯の機能の充実	3	H31～	エコパーク推進室、建設課																						
<p>多くの生きものが生息し、町民がいきい・やすらぎ・体験できる水辺空間の創出</p>	<p><b>[主要な取り組み]</b></p> <p>「照葉樹林と生活文化に親しむ清流の水辺」をテーマに、河川空間を利用した水辺の自然環境の活用・保全を国土交通省や「綾南川・綾北川かわまちづくりプラン」等と連携して推進します。その中でも、杵道～川久保間を、魚類・水鳥の生息空間として、多くの瀬や淵のある水辺となるような空間づくりを進めます。</p> <p>両河川全体が公園的な位置づけができるよう協議するとともに、水辺空間を利用し、町民が自由に水辺に親しめるように親水公園の整備を図ります。具体的に、杵道～川久保間の河川敷は、自然に配慮した多目的広場・町民の憩いの水辺空間として整備を図ります。また、三本松橋下流の右岸側を利用した木森堰と三本松橋間の水辺空間及びその周辺の緑地帯を含めて、一体的な環境整備を図り、町民の憩いの広場として整備を推進します。宮谷地区においては、優れた親水性を活かし、釣り・水遊びなどの親水活動を楽しむことができるような河川環境の整備を、ほたる橋歩道橋周辺の田園景観や自然景観との調和を図りながら進めます。その他、入野橋右岸の廃道を利用した河川公園の整備等を図ります。</p>																								



	<b>[主要な事業]</b> ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	本道～川久保間（河川）：生きものに配慮した空間づくり	1	H32～	エコパーク推進室、建設課
	本道～川久保間（河川敷）：町民の憩いの水辺空間整備等	2	H32～	エコパーク推進室、建設課
	三本松橋下流の右岸側周辺：町民の憩いの広場としての一体整備	2	H32～	建設課、教育委員会
	宮谷地区：親水活動を楽しめる河川環境整備	2	H33～	エコパーク推進室、建設課
	入野橋右岸：廃道を利用した河川公園整備	2	H29	企画財政課、建設課
住民行政協働の維持管理	<b>[主要な取り組み]</b> 公園緑地の整備が進むとともに、その維持管理に多大な費用と労力が必要になっています。維持管理については、今後も自治公民館と協力して、公園や緑地の維持管理を図るとともに、地域住民のボランティア意識の醸成に努めます。			
	<b>[主要な事業]</b> ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	自治公民館と協力した公園や緑地の維持管理	3	H29～	教育委員会、建設課

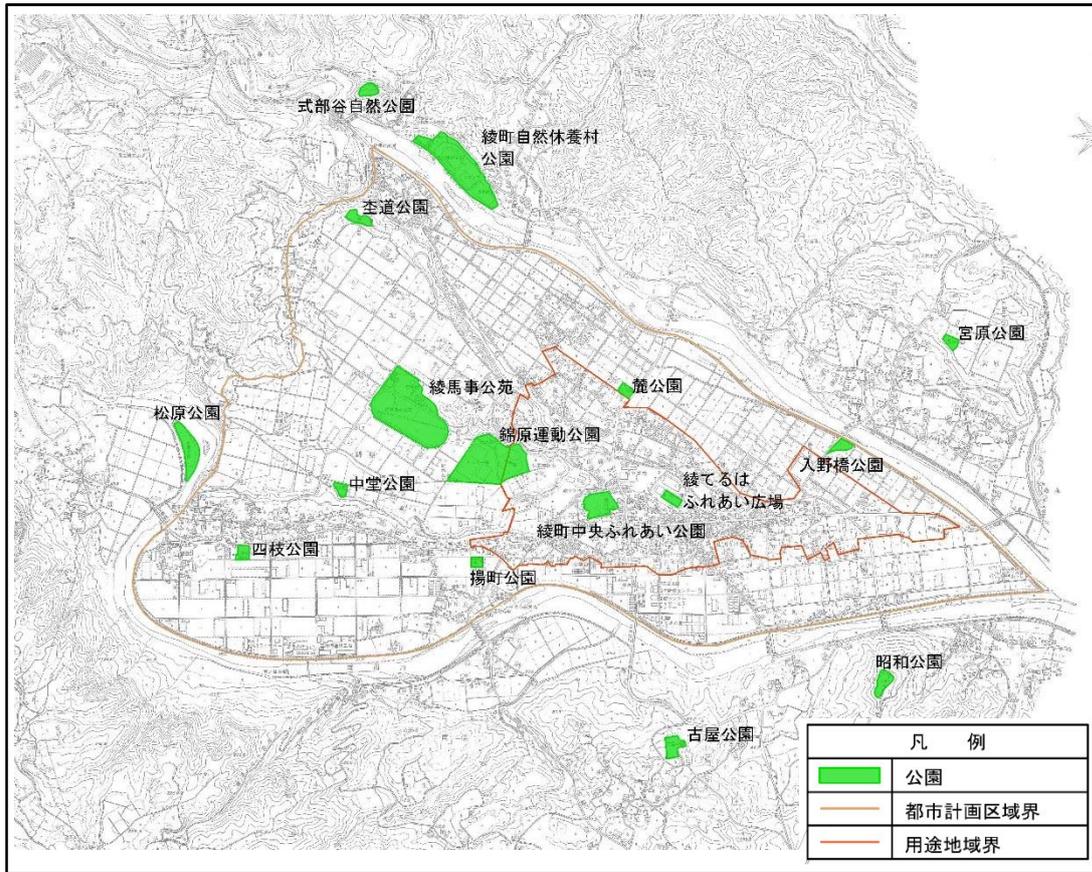
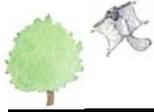


図 まちなかの公園位置図



### (3) 上水道・下水道の整備方針

#### [目指す方向]

本町の上水道普及率は、上水道施設及び飲料水供給施設を併せると100%近くとなり、水質・水量に関して良好に保たれていますが、配水管や水源などの施設において老朽化が進んでいます。このことを踏まえ、今後の安定供給に資する取り組みを進めるとともに、名水百選の地にも選ばれている良質な水資源を守り育てていきます。

下水道については、公共下水道事業の加入促進に努めるとともに、集落部において合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

#### [施策の方向]

#### 施策2-5：綾の暮らしを支える都市基盤整備と維持管理

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
《上水道》今後の安定供給に資する取り組みの推進	[主要な取り組み]			
	上水道について、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、計画的な整備・維持管理を行います。具体的には、財政負担軽減・平準化を行うことに留意し、公共下水道工事に合わせた効率・経済的な配水本管網整備とともに町内各地区の管路及び山間集落などの老朽化した飲用水供給施設の更新なども計画的に実施し、充実強化を図ります。			
	また、安定供給のための上水道事業基本計画（料金改定の検討含む）を策定します。			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	《上水道》長期的な視点をもった計画的な整備・維持管理	3	H29～	建設課
	上水道事業基本計画の策定	3	H29～	建設課



《上水道》良質な水資源の保全	[主要な取り組み] 「名水百選のまち」の上水道としての水質を確保するため、照葉樹林を水源とする良好な環境を守ります。また、災害などの不測の事態に備え、第2水源の開発に取り組みます。			
	[主要な事業] ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	照葉樹林を水源とする良好な環境の保全	1	H31～	企画財政課、エコパーク推進室
第2水源の開発	3	H35～	建設課	
《下水道》計画的な下水道の整備と加入促進	[主要な取り組み] 河川環境を守り、快適かつ衛生的な生活環境を実現するために下水道事業(用途地域を中心とした138haの計画区域、平成13年(2001年)度に着手し、平成30年(2018年)度に完成予定)の計画的な整備に努めます。また、環境保全に対する理解等を求め、公共下水道事業の加入促進(加入率80%を目標)に努めます。 一方、公共下水道計画区域外の地域については、浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、単独処理浄化槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。 また、農業集落排水施設を含む施設の維持管理の観点では、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって計画的に老朽管路の適切な維持更新や重要管路・処理施設の耐震性向上を進め、財政負担軽減・平準化に努めます。			
	[主要な事業] ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	公共下水道事業の計画的な整備	3	H30まで	建設課
	公共下水道事業等の加入促進と合併処理浄化槽の普及促進	3	H29～	建設課、町民生活課
	《下水道》長期的な視点をもった計画的な維持管理	3	H29～	建設課、町民生活課



#### (4) 公共公益施設の整備方針

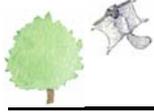
##### [目指す方向]

その他、本町の公共公益施設について「自然と共に生き、人と共に生きるまちづくり」に資する改修・活用や、綾のまちづくりを展開していくための計画に掲げた取り組みの推進等を進めます。

##### [施策の方向]

#### 施策2-6：自然と共に生き、人と共に生きるまちづくりに資する公共公益施設の改修・活用等

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
計画的な公営住宅の管理	[主要な取り組み] 公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修（外壁などの防水改修）を行い、居住性・快適性・利便性（公共下水道や浄化槽への接続）に優れた住宅に改修するとともに、「公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもって、改修・維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めます。			
	[主要な事業] ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	長期的な視点をもった計画的な公営住宅の改修・維持管理	3	H29～	総務税政課
綾ユネスコ エコパークの知の拠点の育成	[主要な取り組み] 綾ユネスコ エコパークの豊かな自然を学び、調査・研究・教育・研修する人達や町民・観光客が集う場として建設した綾ユネスコエコパークセンターについて、町外者との交流・意見交換なども推進していき、知の拠点として育てていきます。			
	[主要な事業] ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	綾ユネスコ エコパークセンターの育成	1	H29～	エコパーク推進室
綾のまちづくりに関する計画に沿った取り組みの推進	[主要な取り組み] 自然と共に生き、人と共に生きるまちづくりを展開していくための本計画や綾町生物多様性地域戦略で掲げた取り組みを推進していきます。また、本計画の内容をベースとして、より「まち」の機能の持続性を高めるための立地適正化計画の策定を進めます。			



[主要な事業]			
※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
綾町生物多様性地域戦略や本計画で掲げた取り組みの推進	1、3	H29～	エコパーク推進室
綾町立地適正化計画の策定	2	H30～	企画財政課、建設課
綾町都市計画マスタープランで掲げた取り組みの推進	3	H30～	全課



### 4-3. 市街地整備の基本方針

#### [目指す方向]

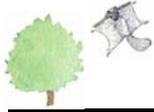
目指すべきまちの姿「自然と共に生き、人と共に生きるまち、綾」の実現に向け、本町の顔ともなる中心市街地をユネスコ エコパークにふさわしい空間・場に育てていくとともに、町民が健康で安心して暮らしていくための市街地整備、地域経済を維持・成長させていくための雇用の確保に取り組みます。

その一方で、近年の社会経済情勢・限りある財政状況に配慮する視点で、自立する自治体経営を推進する都市施設の維持管理を進めます。

#### [施策の方向（主要な取組・事業）]

#### 施策3-1：ユネスコ エコパークを活かした綾の「顔」づくり

施策名	主要な取組み / 主要な事業			
綾の顔づくりに資する基盤整備	[主要な取組み]			
	綾の中心市街地のメインストリートであり、本町のメインの玄関口である県道宮崎須木線をはじめ、まちなかの道路について、防災・福祉に配慮し、ユネスコ エコパークのまちにふさわしい景観形成を図るための電線地中化・緑陰化・自転車レーンの整備等を進めるとともに、町民と協働の維持管理体制の構築、町民の愛着を高める取組み等を進めます。			
	また、自然環境と調和した歩いて楽しめる中心市街地・ユネスコエコパークにふさわしい都市（まちなか）空間を形成するために、カラー舗装や石畳の導入、ベンチ・街灯（夜の風景）・ポケットパーク・公設駐車場などの設置や緑陰コリドーの創出、電柱の地中化を検討し、中心市街地エリアと各種拠点との回遊性を確保します。			
	[主要な事業]			
※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。				
	事業の内容	方向性	実施時期	取組み主体
	宮崎須木線をはじめとするまちなかの景観整備と町民に共感される取組み	2	H29～	宮崎県、企画財政課、建設課、民間
	中心市街地の回遊性の確保（ポケットパーク整備・公設駐車場の設置等）	2	H30～	企画財政課、産業観光課、建設課、綾町商工会、民間
	ユネスコ エコパークにふさわしい都市（まちなか）空間の創出	2	H29～	企画財政課、ユネスコエコパーク推進室、建設課



<p>中心市街地に活力を与える取り組みの支援</p>	<p><b>[主要な取り組み]</b></p> <p>商店街活性化事業などの有利な制度事業を取り入れた店舗改装や民間主体によるリノベーション事業の支援、駐車場の確保、チャレンジショップの活用推進・整備等を図り、空き店舗の活用の推進も視野に入れた新店舗・起業家の受け入れ・育成とそのフォローアップを商工会とも連携した上で推進します。</p> <p>中心市街地のPRや町への愛着度を高めることにつながるイベント（雛山まつり・男山まつり・納涼夜市など）の開催支援を図るとともに、これらのイベント等を踏まえた市街地整備を検討・実施します。また、自転車ネットワーク計画を策定し、自転車レーンを活用した誘客や回遊性向上（自転車ツーリズムの推進）に取り組めます。</p>			
	<p><b>[主要な事業]</b></p> <p>※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p>			
	<p>事業の内容</p>	<p>方向性</p>	<p>実施時期</p>	<p>取り組み主体</p>
	<p>新店舗・起業家の受け入れ・育成支援</p>	<p>2</p>	<p>H30～</p>	<p>産業観光課、綾町商工会、民間</p>
<p>中心市街地でのイベントの開催支援</p>	<p>2</p>	<p>H31～</p>	<p>産業観光課、綾町商工会、民間</p>	
<p>自転車ネットワーク計画の策定と自転車レーンを活用した誘客のための取り組み等</p>	<p>2</p>	<p>H29～</p>	<p>建設課、企画財政課、産業観光課 福祉保健課</p>	

〔宮崎須木線の整備イメージ〕





### 施策3-2：健康で安心して豊かに暮らせるまちづくり

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
まちなかを中心とした生活支援機能の充実	[主要な取り組み]			
	<p>中心市街地においては、基本的な生活支援機能の充実を図るために、公共公益施設の整備・医療福祉施設の整備・道路の整備・商業機能の強化を推進していきます。</p> <p>また、市街地での居住ニーズに対して、住宅のスプロール化を規制する一方で、まちの中心部での町営住宅の建設や防災性・快適性を高める事業を実施するとともに、空き家・空き地の活用を促進し、コンパクトな住宅市街地を維持します。</p> <p>一方、中心市街地にある教育・文化施設の積極的な活用等を推進するとともに、「教育のまち」としての情報発信強化に努めます。</p>			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	中心市街地における基本的な生活支援機能の充実	2	H30～	企画財政課、建設課
	コンパクトな住宅市街地の維持	2	H30～	企画財政課、建設課
町民・観光客の健康につながる市街地づくり	[主要な取り組み]			
	<p>町民や観光客が本町の市街地を起点として、徒歩や自転車で散策する都市基盤づくり（コース設定・整備等）を進め、様々な人が運動でき健康につながる市街地づくりを進めます。</p> <p>一方、中心市街地に限らず、今後増加が想定される高齢者に配慮して、居住者ができる限り在宅で自立した生活が続けられるよう、手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化を支援・推進します。また、本町の地理的状況を考慮し、高齢者や障がい者の生活支援として実施している「外出支援バス」を継続的に運行するとともに、心の健康等にもつながる「憩いの場」の活用支援や高齢者向けのイベント開催などに取り組みます。</p>			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	徒歩や自転車で散策する都市基盤づくり	3	H29～	企画財政課、建設課
	高齢者や障がい者の在宅生活支援と中心市街地をつなぐ取り組み	3	H30～	福祉保健課、建設課



### 施策3-3：自立する自治体経営を踏まえた市街地整備

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
自立する自治体経営を推進する市街地整備	<p>[主要な取り組み]</p> <p>長期未着手となっている都市計画道路については、事業の効果・必要性を見直し、廃止・変更します。</p> <p>また、既存の都市施設（道路・橋梁、上水道、下水道等）については、長期的な視点をもって、維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めます。</p> <p>公営住宅については、上記のように長期的な視点をもった上で、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修（外壁などの防水改修）を行い、居住性・快適性・利便性に優れた住宅に改修します。</p>			
	<p>[主要な事業]</p> <p>※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p>			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	長期未着手都市計画道路の見直し（廃止・変更）	3	H29～	建設課
	長期的な視点をもった都市施設の維持管理等	3	H29～	企画財政課、建設課
計画的な公営住宅の改修・維持管理	3	H30～	総務税政課	

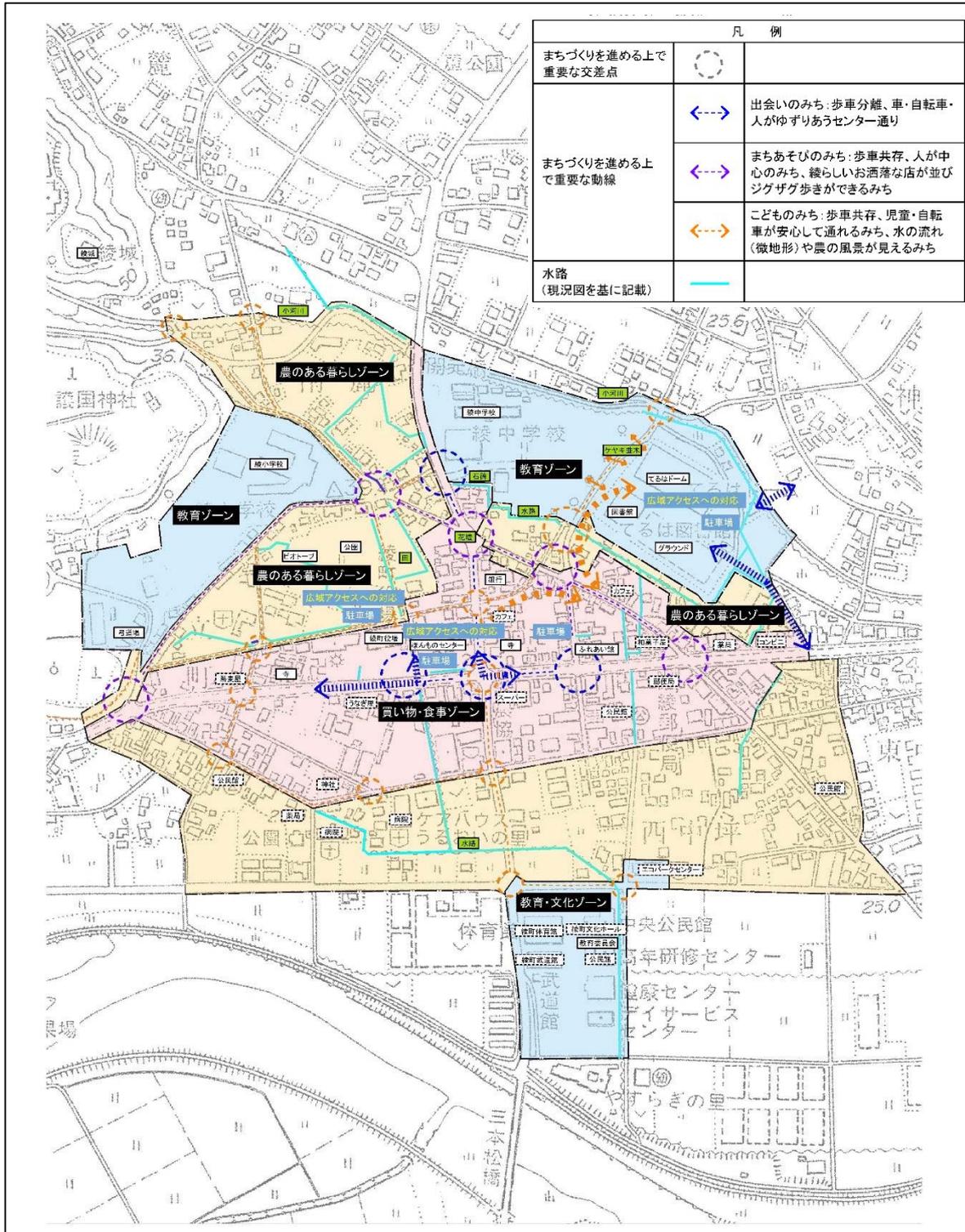
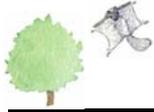


図 顔づくりに向けた中心部のゾーニング・道路の位置づけ



#### 4-4. 自然環境保全および都市環境・都市景観形成の基本方針

##### [目指す方向]

町民が暮らす移行地域において、生きものに配慮した生態系ネットワークの創出を図るとともに、河川環境の保全や生活排水対策を進めます。また、町民と行政協働で、より生態系に配慮したまちづくりの展開を目指します。

一方、本町は平成19年(2007年)度に景観行政団体となり、同年度に綾町景観形成計画、平成27年(2015年)3月に綾町景観計画(改訂計画)を策定するとともに、これに沿って綾町照葉の里景観条例を施行しています。今後もこれらの計画・条例の周知や運用を進めるとともに、町民の熟度にあわせて内容の改訂・レベルアップを目指します。

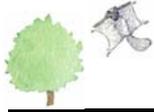
##### [施策の方向]

#### 施策4-1：自然環境の保全と調和した持続可能な経済と社会の基盤づくり

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
生きものに配慮した生態系ネットワークの創出	[主要な取り組み]			
	町民が暮らす移行地域において、自然環境の保全と調和した持続可能な経済・社会の基盤を形成していくために、豊かで多様な生きものが生息する河川環境を保全・改善していきます。			
	また、生態系ネットワークに配慮して、まちなかに緑の回廊を創出していきます。			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	豊かで多様な生きものが生息する河川環境の保全・改善	1	H30～	エコパーク推進室、建設課
	緑の回廊の創出	1	H31～	企画財政課、エコパーク推進室、建設課
いのち豊かな河川環境の保全につながる生活排水対策の推進	[主要な取り組み]			
	いのち豊かな河川環境の保全のために、生活排水対策の取り組みを進めます。具体的には、公共下水道の加入促進と早期完成を図るとともに、対象地域外については合併処理浄化槽設置整備事業による町設置型合併処理浄化槽の設置を推進します。			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
		事業の内容	方向性	実施時期
	《公共下水道区域内》公共下水道の加入促進	1	H29～	建設課、町民生活課
	《公共下水道区域外》合併処理浄化槽の設置推進	1	H29～	町民生活課、建設課



町民と行政協働による環境に配慮した生活環境・経済基盤づくり	[主要な取り組み]			
	豊かな暮らしや経済活動を継続しながらも、より生態系に配慮したまちづくりを進めていくためには、三面張り水路を自然に近い水路に変えていく等の取り組みが考えられますが、利用や維持管理の点で、町民との合意形成が不可欠です。今後、町民との意見交換等を進めながら、より生態系に配慮した環境づくりの推進を目指します。			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	生態系に配慮したまちづくりに関する町民との意見交換等	1	H31～	エコパーク推進室
「いのち豊かな綾」を保全・実現する役場の体制づくり	[主要な取り組み]			
	綾町生物多様性地域戦略や本都市計画マスタープランで掲げている「いのち豊かな綾」を保全・実現していくために、土地の形質を変更する工事等に際して、より生きものに配慮した方法等を検討するための役場内の体制づくり（エコパーク推進室を中心とした横断的な会議の開催など）を進めます。			
	[主要な事業]			
	※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	「いのち豊かな綾」を保全・実現する役場の体制づくり	1	H30～	全課



## ○多様な生きものが生息する河川環境の整備イメージ



### 【本イメージ図での生きものへの配慮事項】

- ・自然に生きものが発生するような環境をつくる。
- ・川底は砂利や石などせき止めるものや堆積するものを取り入れ、水生植物が育ちやすい、生きものが隠れることができるような隙間をつくる。
- ・浮島やくぼみを設け、ゆるやかな、止まる水空間をつくり、水の流れに変化をつける。
- ・自然のゆるやかな石積みの法面をつくり、様々な生きものや植物が飛来し、棲みつくことができる環境をつくる。
- ・ホタルの場合、産卵するための苔がある。さなぎの時期を過ごす土のある空間、ある程度隠れることができる高さの草地を導入し、生きものが棲みやすい多種多様な環境にする。
- ・木陰となる、鳥の休息場所となるような樹木を導入し、連続した緑の風景をつくる。

等に配慮した整備イメージ図です。

→  
昼の顔



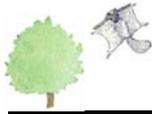
→  
夜の顔





#### 施策4-2：自然の恵み、人との交流、活力のある景観の保全・創造

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
自然の恵み、人との交流、活力のある景観の保全・創造	<p>[主要な取り組み]</p> <p>自然の恵み、人との交流、活力のある景観の保全、創造を目指し、綾町景観計画に位置付けている取り組みを継続していきます。</p> <p>この中でもまちなか周辺の取り組みとして、中心市街地における無電柱化をはじめ、道路などのグレードアップ化・緑陰・水辺・休憩施設などを積極的に取り入れ、ユネスコ エコパークにふさわしい水と緑をテーマにした癒しを感じる都市空間形成を図るとともに、民間に対する活動支援の検討、屋外広告物・看板の規制や公営ギャンブル条例について検討します。</p> <p>また綾城周辺は、綾城・護国神社・綾神社と一体となった斜面緑地や巨木は、歴史的景観の背景として積極的に保全・活用を図ります。また、観光・交流施設のオープンスペースの緑化を進め、緑豊かな風格ある交流拠点としての景観形成に努めます。</p> <p>工業等が集積している地区では、建築物建設について良好なまちなみ景観や照葉樹林のやまなみ景観に与える影響の軽減を推進するとともに、地区内の緑化による周辺環境との調和を推進します。</p> <p>その他の地域においても、地形や土地利用上の景観特性を踏まえた上で、照葉樹林帯と調和した自然や田園、まちなみの景観を保全します。まちなかを取り囲む照葉の森においては、まちや尾立の展望台等から見た景観に配慮して実施している取り組み（人工林を切った後に植林を推進する等）を継続的に推進します。</p>			
<p>[主要な事業]</p> <p>※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p>				
事業の内容		方向性	実施時期	取り組み主体
《まちなか》水と緑をテーマにした癒しを感じる都市空間の形成		3	H29～	建設課、エコパーク推進室
《まちなか》民間に対する景観活動支援の検討		3	H29～	建設課、エコパーク推進室
《まちなか》屋外広告物・看板規制の検討		3	H29～	建設課、エコパーク推進室
《綾城周辺》緑豊かな風格ある景観づくり		3	H29～	建設課、エコパーク推進室
《工業集積地区》やまなみ景観や周辺環境等への配慮の推進		3	H29～	建設課、エコパーク推進室
《照葉の森地区》まちや展望台等から見た景観維持のための取り組み		3	H29～	農林振興課、建設課、エコパーク推進室



### 施策4-3：美しい綾づくりの推進

施策名	主要な取り組み / 主要な事業		
美しい綾づくりの 推進	<p>[主要な取り組み]</p> <p>「美しい綾づくり」をキャッチフレーズとして、行政と町民が協働で綾のまち部全体を心地よい美しいまち（生活文化景観資源）にするための取り組みを進めていきます。</p> <p>具体的には、CIB 国際美しいまちづくりコンクールでの7つの視点（①綺麗なまちづくり、②環境にやさしいまちづくり、③文化遺産・自然遺産を保護するまちづくり、④樹木や林を大切にしたまちづくり、⑤景観を意識したまちづくり、⑥花のまちづくり、⑦住民が参加するまちづくり）を大切にし、そのバージョンアップを図るとともに、綾町の良いところを町民で共有・確認しながら、まち部の更なる魅力向上を図ります。</p>		
	<p>[主要な事業]</p> <p>※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p>		
	事業の内容	方向性	実施時期
美しい綾づくりプロジェクトの実施	1・2・3	H30～	建設課、エコパーク推進室、企画財政課、教育委員会

#### ○まち部の将来イメージ





## 4-5. 災害に強いまちづくりの基本方針

### [目指す方向]

本町は他の市町村と同じく、急傾斜地などの災害危険箇所に加えて、地理的・自然的条件から台風や集中豪雨による内水被害の可能性があり、このような自然との共生が必要な町です。また近年では、南海トラフ巨大地震・日向灘沖地震などの発生も懸念されており、町民アンケートでも「災害の対策」についての優先度が高い結果になっています。

このようなことを踏まえて、災害に備えたハード整備を進めるとともに、行政と町民との協働や地域社会における住民の自主的な活動等による災害に強いまちづくりを目指します。

### [施策の方向]

#### 施策5-1：行政と町民との協働による災害に強いまちづくりの構築

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
治山治水対策の推進	[主要な取り組み]			
	土砂災害の発生を未然に防止するため、山間部の地すべり箇所・急傾斜危険箇所・河川の危険箇所などの点検・調査を実施し、実態把握と町民への周知を徹底するとともに、危険箇所（未整備箇所）の整備を図ります。			
	保安林の保護と育成について、国・県と協議しながら、指定目的にそって保護育成を推進します。また、法面について、自然保護に配慮しながら、適切な施工方法を選択し整備を推進するとともに、排水の流れ込みにより山林が荒れている箇所を調査し、植林などの整備を推進します。			
	内水の危険箇所における排水ポンプ場の整備や、両河川の河道に土砂が堆積している箇所について河道掘削などの河道の整備を国や県へ要望します。			
	[主要な事業]			
※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。				
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	急傾斜危険箇所などの把握と周知徹底、整備	3	H29～	総務税政課、建設課
	国・県と連携した保安林の保護育成の推進	3	H30～	農林振興課
	荒れている山林箇所の整備（植林）の推進	3	H30～	農林振興課、エコパーク推進室
	排水ポンプ場の整備や河道の整備（川道掘削など）	3	H32～	総務税政課、建設課



<p>様々な災害に強いまちづくりの推進</p>	<p>[主要な取り組み]</p> <p>様々な災害に強いまちづくりに向けて、道路、河川、都市公園等の都市基盤や公共下水道等のライフライン、救命・救助活動等の拠点における防災機能を強化するなど、被害を最小限にとどめるための諸施策を進めます。</p> <p>具体的には、オープンスペースの避難地、防災活動の拠点となる防災公園、避難路・緊急輸送道路の整備や県道宮崎須木線（緊急輸送道路）の無電柱化を進めるとともに、老朽木造住宅などの密集した市街地における面的整備などを推進します。</p> <p>また、道路・橋梁・河川などの公共施設について耐震性の向上を図るとともに、上水道などのライフラインの耐震化や不特定多数の方が利用する建築物（公共・公益施設や商業施設）の耐震改修を推進・促進します。このような施設の機能強化と併せて、一旦途絶えると、影響が甚大となるエネルギー供給、情報通信、交通・物流手段等については、緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等により、代替性・冗長性の確保やBCP（事業継続計画）等に基づく業務継続体制の整備に努めます。</p> <p>[主要な事業]</p> <p>※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p> <table border="1" data-bbox="475 1151 1350 1509"> <thead> <tr> <th>事業の内容</th> <th>方向性</th> <th>実施時期</th> <th>取り組み主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地、避難路の整備と木造密集市街地の解消の推進</td> <td>3</td> <td>H30～</td> <td>総務税政課、建設課</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の整備や県道宮崎須木線の無電柱化</td> <td>2</td> <td>H29～</td> <td>宮崎県、企画財政課、建設課</td> </tr> <tr> <td>公共施設、ライフライン、公的建築物等の耐震化</td> <td>3</td> <td>H30～</td> <td>企画財政課、建設課</td> </tr> <tr> <td>緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等</td> <td>3</td> <td>H30～</td> <td>総務税政課</td> </tr> </tbody> </table>	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体	避難地、避難路の整備と木造密集市街地の解消の推進	3	H30～	総務税政課、建設課	緊急輸送道路の整備や県道宮崎須木線の無電柱化	2	H29～	宮崎県、企画財政課、建設課	公共施設、ライフライン、公的建築物等の耐震化	3	H30～	企画財政課、建設課	緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等	3	H30～	総務税政課
事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体																		
避難地、避難路の整備と木造密集市街地の解消の推進	3	H30～	総務税政課、建設課																		
緊急輸送道路の整備や県道宮崎須木線の無電柱化	2	H29～	宮崎県、企画財政課、建設課																		
公共施設、ライフライン、公的建築物等の耐震化	3	H30～	企画財政課、建設課																		
緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等	3	H30～	総務税政課																		
<p>自助・共助の充実・強化</p>	<p>[主要な取り組み]</p> <p>町民一人ひとりの防災意識の向上、地域における迅速かつ安全な避難対策など、「自助」、「共助」の充実・強化に取り組みます。</p> <p>具体的には、防災体制の整備として、防災中枢機能の確保・充実を図るとともに、防災備蓄施設を整備し、災害用装備などの備蓄を図ります。また、自治公民館を中心に自主防災組織の強化を推進するとともに、避難拠点施設として、各自治公民館にシャワーなどの整備の充実を図ります。</p> <p>一方、災害時の適切な情報提供・受信として、防災行政無線により、きめ細かな防災情報を提供するとともに災害時の通信体制を確</p>																				



<p>保します。また、防災行政無線のデジタル化に合わせた戸別受信機再整備や全国瞬時警報システムの活用等により、災害時の情報連絡体制の維持・強化を図ります。その他、平成 19 年度に策定した災害危険箇所や避難場所などを示したハザードマップ・防災マップを適宜見直すとともに、町民とともに作成した防災マップなどを新たな情報として提供します。</p> <p>災害時の対応や行動に関する防災知識の普及を図り、各種の防災訓練や防災出前講座を通して防災意識の啓発に努めます。</p>			
<p><b>[主要な事業]</b>          ※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p>			
事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
防災備蓄施設の整備と災害用装備などの備蓄	3	H30～	総務税政課
自主防災組織の強化推進と避難拠点施設の整備の充実	3	H30～	総務税政課
災害時の情報連絡体制の維持・強化	3	H29～	総務税政課
ハザードマップ・防災マップの見直し等	3	H29	総務税政課
防災知識の普及と防災意識の啓発	3	H29～	総務税政課

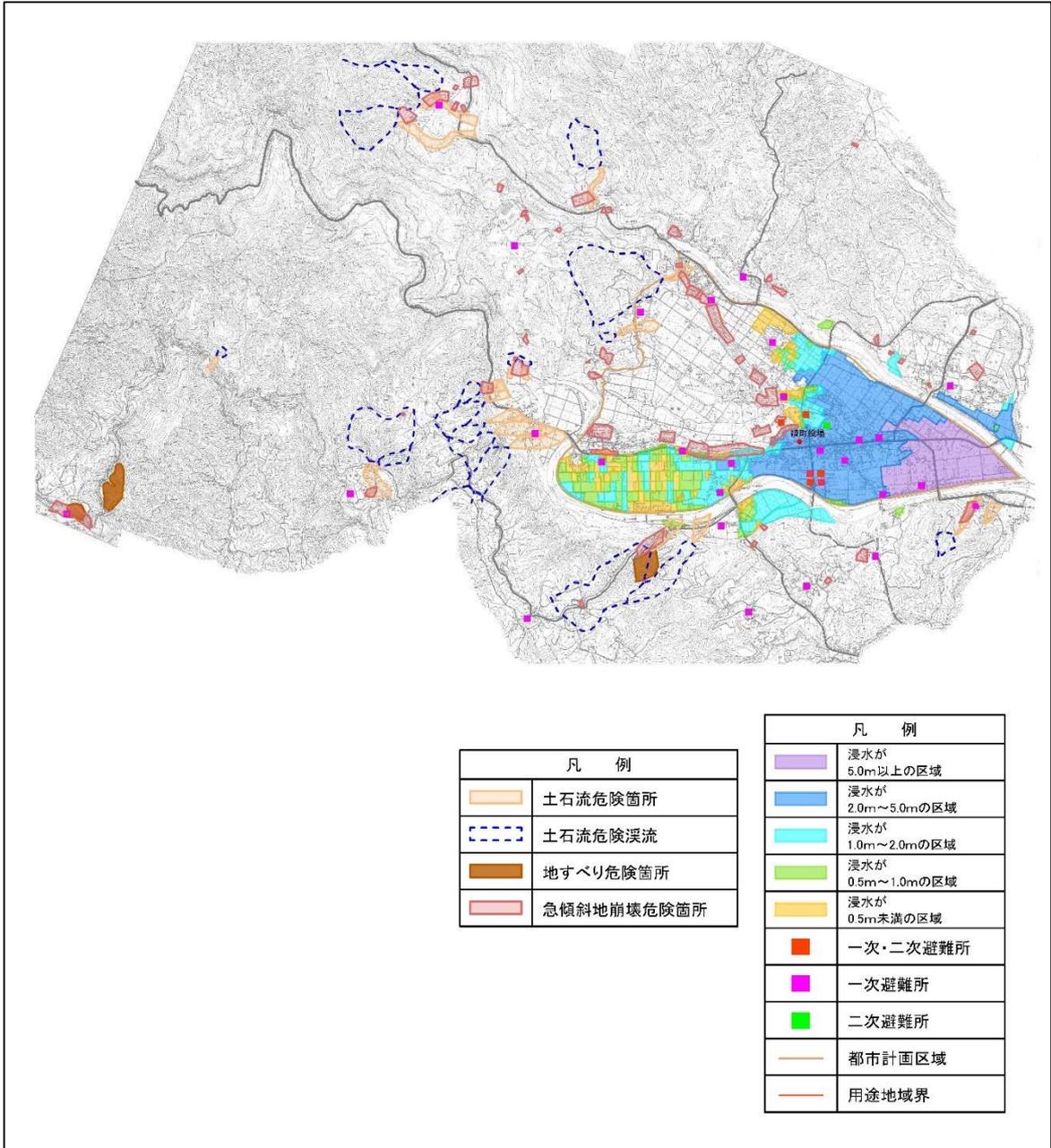
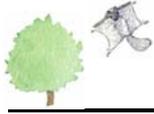


図 防災まちづくり方針図



## 4-6. コンパクト+ネットワーク形成（都市計画区域外）の基本方針

### [目指す方向]

本計画では綾町都市計画区域内を基本として取り組みの方針などを整理していますが、まちづくりの視点として都市計画区域外の集落や他市町との連携も重要だといえます。そのような考えに基づき、ここでは町内の集落や他市町との連携について整理します。

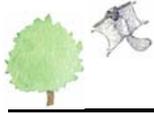
CIB 国際まちづくりコンクールでは、本町のこれまで実施してきた交流と協働（コミュニケーションとコラボレーション）のまちづくりが「綾方式のまちづくり」として評価されました。具体的には、住民が最大の資源であることを認識し、自己判断を基本とした住民のアイデアの集積や人材育成を22の自治公民館活動を軸に進めてきたまちづくりを「綾方式」としています。今後もこの「綾方式のまちづくり」の維持・発展に努めていきます。

また、近年モータリゼーションの進展などにより、生活圏は市町村の範囲を超えて広がり、人口減少が進行する中、周辺市町村と相互に機能を補完するとともに、産業や観光など様々な面で連携が求められています。今後は、近隣市町との広域連携・産業観光連携も図りながら、交流人口の増加や綾のまちづくりの共感者を増やす取り組みを進めます。

### [施策の方向]

#### 施策6-1：『綾方式のまちづくり』の維持・推進

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
地域コミュニティの育成・発展	[主要な取り組み]			
	本町のまちづくり・絆づくりの核となっている22の自治公民館活動を維持・発展していくために、自治公民館活動に対する支援や自治公民館生涯学習推進員の活動の推進に努めます。			
	また、町民の自主的な自治活動を促進するために、自治公民館施設整備の支援や中核となる人材（若者の生活スタイル等も踏まえた上での担い手）の育成に努めます。			
	[主要な事業]			
※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。				
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	自治公民館活動の更なる活性化（活動支援等）	2	H30～	教育委員会
	町民の自主的な自治活動の促進（自治公民館施設整備の支援等）	2	H30～	教育委員会
コラボレーションによるまちづくりの維持・発展	[主要な取り組み]			
	「綾方式のまちづくり」の維持・発展を図るために、多様なコミュニティとの連携を進めます。具体的には、多種多様なコミュニティ活動を支援し、住民活動が行われやすい環境づくりに努めるとと			



<p>もに、活動団体のネットワークづくりを推進し各団体相互の交流を促進します。</p> <p>また、各地域・集落をネットワークする道路の維持管理・改修を継続するとともに、高齢社会の進展に配慮し「だれでも・どこでも・いつでも乗れるコミュニティバス」についての検討を行います。</p>			
<p><b>[主要な事業]</b></p> <p>※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p>			
事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
多種多様なコミュニティ活動の支援	2	H30～	企画財政課、教育委員会
各団体相互の交流促進	2	H30～	企画財政課、教育委員会
各地域・集落のネットワーク道路の維持管理・改修	2	H29～	建設課
コミュニティバスの検討	2	H30～	企画財政課、福祉保健課

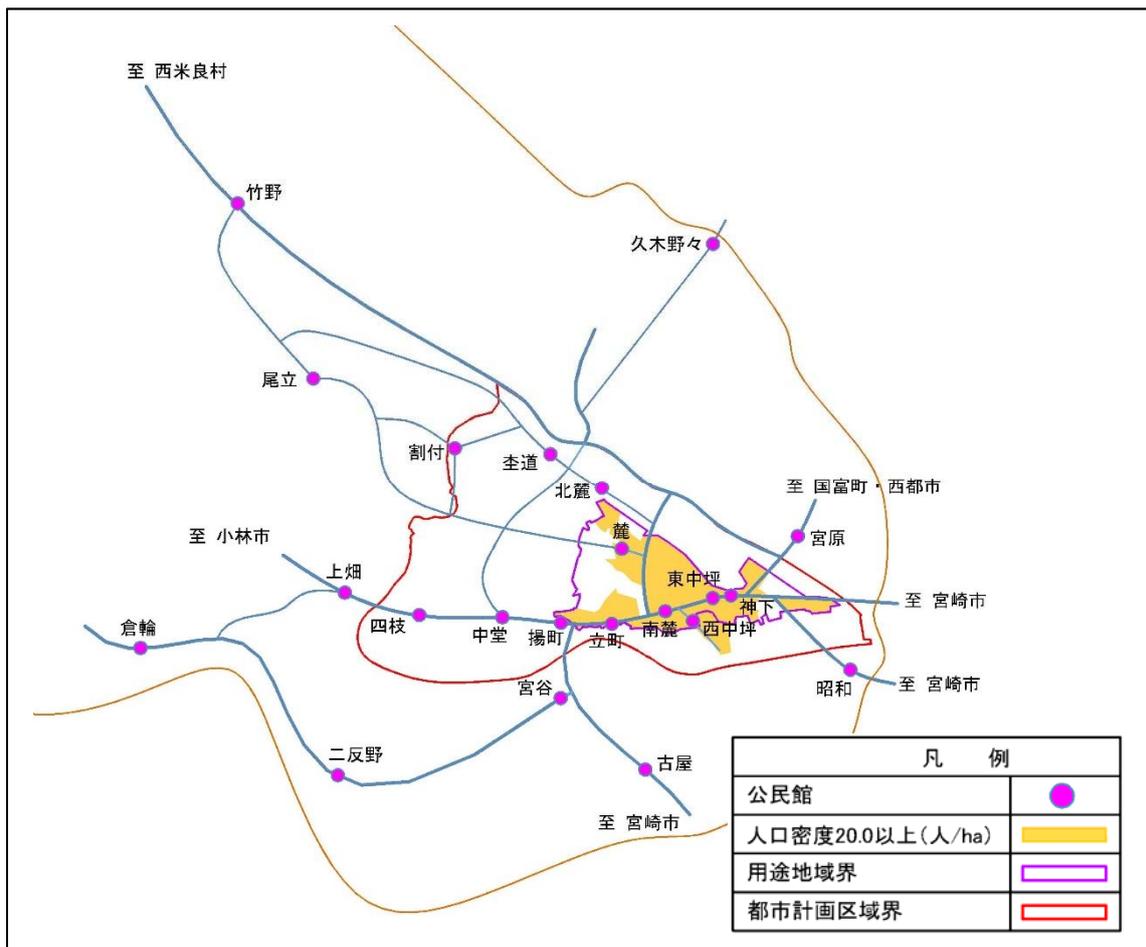
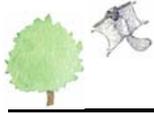


図 22 の自治公民館のネットワーク図



## 施策6-2：広域連携による交流人口の増加を目指した取り組み

施策名	主要な取り組み / 主要な事業			
近隣市町との広域連携（産業観光・災害時）	<p>[主要な取り組み]</p> <p>本町は宮崎市をはじめとした周辺市町村に居住する住民（宮崎市・国富町・西都市・小林市の人口は約50万人）の週末レクリエーション基地になり得る位置・環境に恵まれています。このような中、本町の産業観光の課題は、通過型観光から滞在型観光への転換にあり、特色である教育合宿・スポーツ合宿に加え、自然生態系農業や照葉樹林を活用したグリーンツーリズムの取り組み等が重要と考えています。今後、綾コネスコ エコパークの理念に基づく整備により観光地としての魅力を高めること等により、産業観光を活性化します。</p> <p>具体的には、自転車の利活用による交流人口の増加・近隣市町とのネットワーク強化の取り組み推進（自転車ネットワーク計画の策定と自転車レーンを活用した誘客のための取り組み等）や、近隣市町と連携して観光施設や運動施設に圏域内の施設案内も相互表示し、利用促進を図ります。また、県央地域観光リゾート推進協議会や教育旅行受入協議会などと連携強化し、修学旅行などの受け入れを推進するとともに、修学旅行生を受け入れるだけの施設・体制の整備も推進します。</p> <p>一方、安心・安全面の連携として、大規模災害時における広域的支援体制、広域医療体制および避難場所の整備を推進します。</p> <p>また、隣接する小林市との広域連携として、宮崎須木線の整備促進を要望するとともに、時間帯での一方通行等の取り組みにより宮崎須木線を活用する周遊観光を検討します。</p>			
<p>[主要な事業]</p> <p>※下記「方向性」は第3章で整理した3つの方向性の番号を示しています。</p>				
事業の内容		方向性	実施時期	取り組み主体
自然生態系農業や照葉樹林を活用した産業観光の活性化		2	H30～	産業観光課、企画財政課、エコパーク推進室、農林振興課
自転車利活用促進事業の実施		2	H30～	建設課、産業観光課、福祉保健課、企画財政課、農林振興課
《宮崎市・国富町との連携》圏域内の施設案内の相互表示		2	H29～	企画財政課
修学旅行生の受け入れ施設・体制の整備		2	H30～	企画財政課、産業観光課、教育委員会、農林振興課



	大規模災害時における広域的支援体制および避難場所の整備	2	H30～	総務税政課
	《小林市との連携》宮崎須木線の整備促進の要望	2	H29～	建設課、企画財政課、エコパーク推進室、産業観光課
	《小林市との連携》宮崎須木線を活用した周遊観光	2	H29～	建設課、企画財政課、エコパーク推進室、産業観光課

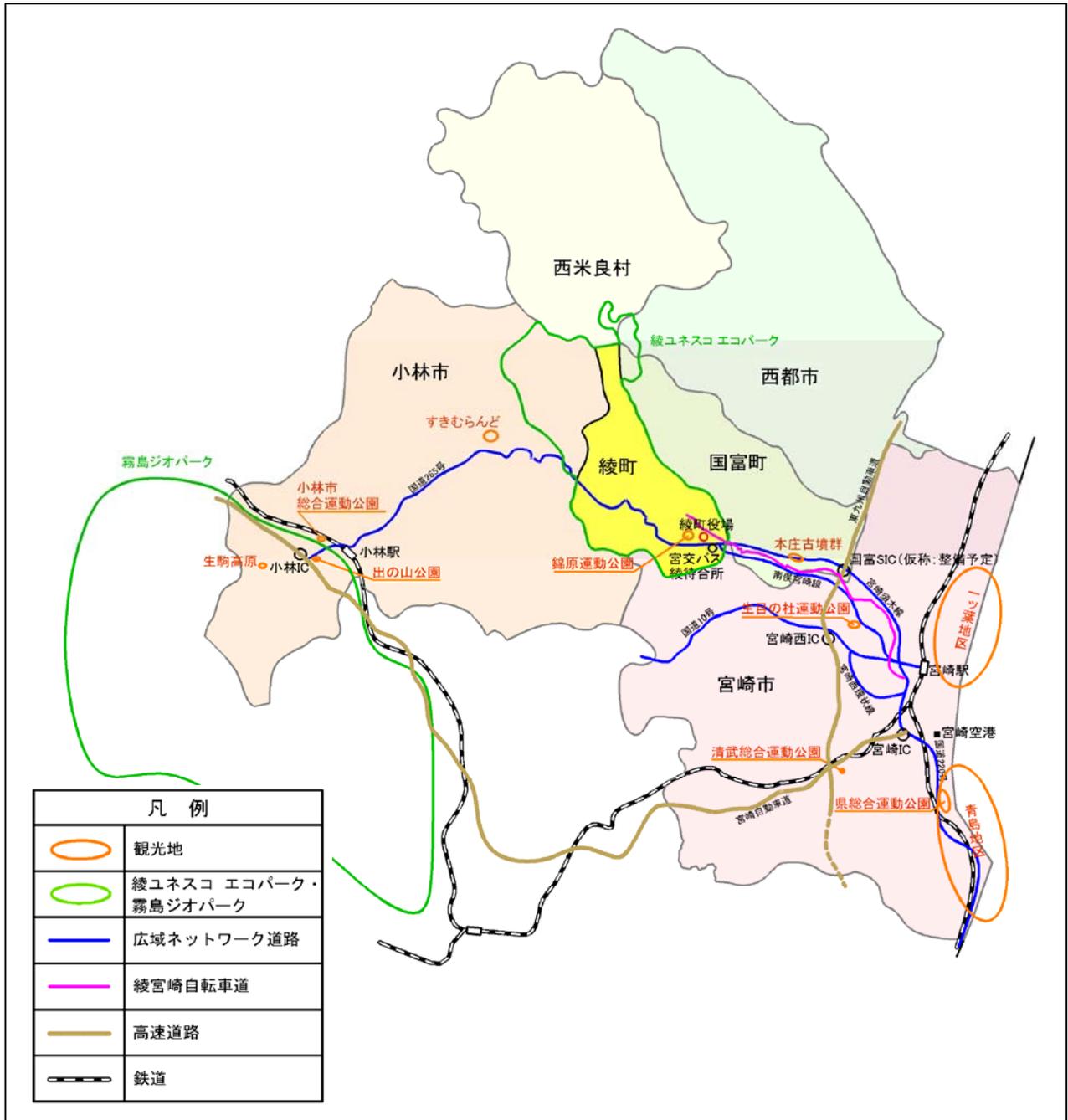


図 広域連携のネットワーク図